

通 知 書

株式会社 K a r i g o

代表取締役 片岡大宜 殿

令和 5 年 2 月 3 日

通知人 中野私書箱センターアクア

代表 栢森高志

T E L 0 3 - 5 3 8 0 - 6 0 8 8

中野私書箱センターアクア（以下「当センター」という）は株式会社 K a r i g o（以下「貴社」という）に対し，次の通り通知致します。

当センターは貴社に以前にも通知した通り平成 1 6 年 5 月より東京都中野区で郵便物受取サービス業いわゆる私設私書箱を運営しております。

また当センターは商標区分第 3 9 類，配達物の一時預かり，寄託を受けた物品の倉庫における保管を指定役務とする「レンタルポスト」の文字からなる登録商標（商標登録第 5 5

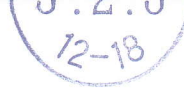


22510号)に係る商標権を所有しております。

貴社には平成30年1月31日に当センターが商標権を所有している事を伝え「レンタルポスト」の名称の使用を全て止めるよう通知し平成30年2月1日に貴社の[REDACTED]氏から連絡いただき貴社が運営管理するサイト上で「レンタルポスト」の名称の使用を全てやめていただきました。しかしながら貴社サイト内にあるお役立ちコラムの2022年7月7日記事(「レンタルポスト」とは?個人の起業にも便利な3つのメリット)において、当センターの登録商標と知りながらも間違った情報記事の拡散とユーチューブを使った動画配信までして商標の侵害行為を繰り返し当センターの業務妨害をするのはやめて下さい。

さらに貴社は当センターが集客に使っているグーグル広告においても当社の商標「レンタルポスト」を商標利用料も一切支払わずに無断で使い続け貴社サイトへの横取り勧誘や誘導を行っている事もわかりました。同業者様には商標使用許諾契約書をかわし1店舗あたり月1万円から月2万円での商標貸を行っている上、正式に商標使用許諾契約書をかわして下さい。





昨年も特許庁において「レンタルポスト」の商標権は10年延長しております。

まず貴社サイト上にある2022年7月7日記事削除とユーチューブ動画削除をした上で「レンタルポスト」は当センターの商標であり、間違った情報をお役立ちコラムやユーチューブの動画配信を使い2022年7月からネット上に拡散した事の訂正文掲載を貴社サイトで強く求めます。

今回の通知にあたり、本書面到着日から14日以内に回答書も求めます。

尚、上記期日までに回答や、この通知を無視し私の承諾なく「レンタルポスト」の文字を貴社が継続してネット上で使用される場合や間違った情報をこのまま拡散し業務妨害を続ける場合、法的措置をとる可能性がある事を念のため、申し添えます。



この郵便物は令和5年2月3日第95880号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

